

材料検査の実施要領

改正 令和8年3月13日

(適用)

- 第1条 この要領は、横浜市工事請負契約約款第14条第2項に基づき、横浜市水道局が請負工事として発注する管工事及び水道施設に係る各種土木工事の材料検査に適用する。
- 2 材料検査の実施品目は、設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料及び、受発注者間の協議により決定された材料とする。
 - 3 JIS・JWWA 認証マーク材料及び「配管材料調達に関する特記仕様書」に定められた材料並びに請負人からの「使用材料承諾願」による材料については、監督員が使用に相当であると認めた場合、本要領による検査を省略することができる。
 - 4 横浜市水道局が請負人に支給する材料は、この要領の対象から除外する。

(方法)

- 第2条 監督員は、材料検査については、品質検査及び数量検査により行わなければならない。
- 2 品質検査及び数量検査の方法については、別表第1に定めるとおりとし、実施品目に応じ、受発注者間の協議により各区分から選択し行うこと。

(技術的基準)

- 第3条 材料検査の技術的基準については、日本産業規格、日本水道協会規格、日本農林規格、日本下水道協会規格、設計図書及びその他協会規格等の定めるところによる。

(検査の実施)

- 第4条 請負人は、別表第2に定める材料及び受発注者間の協議により決定した材料については、検査に際し「材料確認書」に必要資料を添付のうえ提出し、監督員の検査を受けなければならない。
- 2 監督員は、請負人から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

(検査の立会)

- 第5条 請負人は、監督員が材料検査を実施する場合は、立ち会わなければならない。

(検査結果の通知)

- 第6条 監督員は、書面により検査の結果を請負人に通知する。

(不合格材料の撤去)

- 第7条 請負人は、品質検査の結果不合格となった材料については、7日以内に現場外に搬出しなければならない。

別表 第1

材料検査の種別及び方法

種別	検査方法		対象品目	備考
	区分	内容		
品質検査	試験による検査	<p>外観、形状、寸法、重量及び品質等については、監督員が判定する。</p> <p>なお、理化学的性質については、材料の製作者の試験設備又は、公的な試験機関等において試験を行い判定する。</p>	原則として、受注生産品であるもの。	
	照合による検査	<p>外観、形状、寸法、重量及び品質等については、規格証明書等と現品の照合により行う。</p>	規格証明書及び試験成績表等によって現品との照合ができるもの。	
	確認による検査	<p>外観、形状、寸法、重量及び品質等については、現場で確認する。</p>	試験をする必要がないもの。	
数量検査	検量による検査	直接材料を計量する。		
	確認による検査	納品書等の書類又は、出来形により間接的に確認する。		

別表 第2

設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料

区分	材料名	摘要
鋼材	構造用圧延鋼材	JIS マーク表示品以外
	プレストレストコンクリート用鋼材 (ポストテンション)	JIS マーク表示品以外
	鋼製ぐい及び鋼矢板	JIS マーク表示品以外
セメント及び 混和材	セメント	JIS マーク表示品以外
	混和材料	JIS マーク表示品以外
セメント コンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	JIS マーク表示品以外
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS マーク表示品以外
その他	レディーミクストコンクリート	JIS マーク表示認証製品を製造している工場以外で生産されたもの
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く
	薬液注入剤	
	シールド機・セグメント	